

令和 3 年 4 月 2 日

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議
座 長 田 村 和 宏 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 井 上



福祉型障害児入所施設の移行に関する要望書

このたび、福祉型障害児入所施設に在籍する 18 歳以上の入所者の在所延長規程（みなし規定）が移行への準備期間として 1 年間延長されることが示されました。障害児入所施設の入所者の今後の移行に関する施策については「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書で提言された方向性をもとに議論を進めていただくとともに、みなし規定終了の期限までに現在の福祉型障害児入所施設に在籍する児童と 18 歳以上の方達のそれぞれの豊かな生活が保障されるよう、より具体的な方策をご提示いただきたく、以下の通り要望いたします。

1. 現在 18 歳以上の入所者（いわゆる「年齢超過の方々」）への対応について
 - ・ 18 歳以上の入所者の受け入れ先が不足している状況です。そのため、グループホームや移行のための受け入れ先となることを条件とした障害者支援施設の新設や増床等について推進していただくようお願いします。
 - ・ 特に移行が困難となっている強度行動障害等のある方や医療的支援が必要な方などのグループホームや障害者支援施設の新設又は既存建物等の施設整備に対し、優先的に国庫補助を付けていただくようご配慮をお願いします。若しくは受け入れた場合の加算を新設する等、より受け入れ易い条件を整えて頂くようお願いします。
 - ・ 年齢に応じた適切な環境を整えるためには 18 歳以上の方（成人）と子どもの暮らしを別にするのが基本となります。みなし規定により、成人と子どもが同じ事業所で暮らしている福祉型障害児入所施設については、成人と子どもの生活を分けるため、小規模グループケアやサテライト等の早急な実施のための予算（国庫補助）を組んでいただくようお願いします。

2. 円滑な移行に向けた成人の障害福祉サービスの柔軟な体験利用等について

- ・グループホームや施設入所支援等の体験入所やショートステイによる体験など、高校生の時期から障害児入所施設に在籍したままで併用できるような仕組みとさせていただくようお願いします。グループホーム等の体験利用は、子ども自身が将来の暮らしの場の自己決定・自己選択にもつながる大切な経験になります。

3. 今後 18 歳以上となる入所児童の移行について

- ・自立のための移行支援システムの協議会を都道府県・政令指定都市・中核市に作っていただくようお願いします。
- ・さらに、自立のための移行システムの協議会での協議の結果を受けて関係者（市町村の行政、相談支援専門員、障害児施設のソーシャルワーカー、成人のサービス、学校進路担当者等）が集まり、成人施設等への入居に係る調整会議を圏域で開催できる仕組みの構築をお願いします。
- ・施設入所者数の削減に関する目標（第 5 期 2 %、第 6 期 1.6 %）については、移行システムや圏域での調整会議等により円滑な移行ができるようになるまでの間は柔軟にご対応いただくようご配慮をお願いします。
- ・障害児入所施設の在り方検討会報告書にあるように、円滑な移行に向けて、社会的養護と同様に、自立援助ホームのような 22 歳までフォローできる仕組みの創設をお願いします。

4. その他

- ・地域小規模障害児入所施設・子どものグループホームのようなものの創設をお願いします。
- ・障害児を委託している里親等が増加しています。障害児関係施設も里親支援機関などができるように障害児・発達障害者支援室が子ども家庭局家庭福祉課とより緊密な連携を図っていただくようお願いいたします。